

記者発表資料
平成26年11月17日
農林水産部農産園芸環境課
園芸振興班 北奥・曾根 内線2843
環境対策班 相澤 内線2845

平成26年産秋そばの放射性物質測定結果について（第17報）

宮城県内で採取した秋そばについて、放射性物質の測定結果がでましたのでお知らせします。
記

1 測定年月日

平成26年11月14日

2 測定分析機関

一般財団法人日本穀物検定協会
分析機器 ゲルマニウム半導体検出器

3 測定結果

測定した10点において、食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値（100Bq/kg）を下回り、安全性に問題がないことが確認されました。

この結果、以下の旧市町村で生産された平成26年産秋そばは、通常どおり出荷、販売等が可能となります。

なお、測定結果の詳細については別紙のとおりです。

【今回の検査により、平成26年産秋そばの出荷、販売等が可能となった旧市町村】

現市町村	出荷・販売等が可能となった旧市町村	検査が終了していない旧市町村
蔵王町	旧円田村	なし
大崎市	旧鬼首村, 旧鳴子町	なし
加美町	旧小野田町	旧広原村

4 検査状況

(1) 検査済点数

検査計画点数	検査結果			
	検査済点数	不検出～ 50Bq/kg以下	50Bq/kg超～ 100Bq/kg以下	100Bq/kg 超過
132	77 (10)	76 (10)	1	0 (0)

※1 検査済点数の()内は、今回の公表分である。

※2 検査点数は今後の収穫状況などにより変更あり。

(2) 検査終了した市町村数

検査対象 市町村数 (旧市町村)	検査終了 市町村 (旧市町村)	一部解除済み 市町村数 (旧市町村数)	検査未終了 市町村数 (旧市町村数)
25 (85)	18 (38)	7 (18)	0 (29)

※旧市町村は昭和25年時点の旧市町村名を示す。

【測定結果の詳細】

(単位 : Bq/kg)

NO	採取場所 市町村名(旧市町村名)	放射性セシウム			
		セシウム134 (検出下限値)	セシウム137 (検出下限値)	セシウム合計 (検出下限値)	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値
1	蔵王町(旧円田村)	不検出 (3.3)	不検出 (3.3)	不検出 (6.6)	100
2	大崎市(旧鬼首村)	不検出 (5.0)	不検出 (4.3)	不検出 (9.3)	100
3	大崎市(旧鬼首村)	不検出 (3.4)	不検出 (3.9)	不検出 (7.3)	100
4	大崎市(旧鬼首村)	不検出 (4.8)	不検出 (4.4)	不検出 (9.2)	100
5	大崎市(旧鬼首村)	不検出 (3.4)	不検出 (4.0)	不検出 (7.4)	100
6	大崎市(旧鬼首村)	不検出 (4.7)	不検出 (4.1)	不検出 (8.8)	100
7	大崎市(旧鳴子町)	不検出 (3.3)	不検出 (4.2)	不検出 (7.5)	100
8	加美町(旧小野田町)	不検出 (3.6)	6.1 (3.7)	6.1	100
9	加美町(旧小野田町)	不検出 (6.5)	6.0 (4.0)	6.0	100
10	加美町(旧小野田町)	不検出 (7.7)	6.4 (3.7)	6.4	100

※「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値に満たない(検出下限値未満である)ことを示す。

また、「検出下限値」とは、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定毎に異なる。

【参考：平成26年産秋そばの出荷自粛解除の状況】※太字は、今回公表分です。

(1) 現市町村単位で出荷自粛解除済み

地区名	現市町村名 (旧市町村数)
大河原	蔵王町 (1) , 七ヶ宿町 (1), 村田町 (1), 柴田町 (1), 川崎町 (1)
仙台	名取市 (3), 亶理町 (2), 山元町 (2), 仙台市 (6), 松島町 (1), 大和町 (4), 大郷町 (1), 大衡村 (1)
大崎	大崎市 (7) , 美里町 (1)
石巻	石巻市 (2), 東松島市 (2)
気仙沼・本吉	南三陸町 (1)
計	5市12町1村 (9町29村)

(2) 旧市町村単位で出荷自粛解除済み

現市町村名 (旧市町村数)	旧市町村名
白石市 (2)	旧福岡村, 旧小原村
角田市 (1)	旧桜村
丸森町 (1)	旧館矢間村
栗原市 (6)	旧姫松村, 旧有賀村, 旧栗駒村, 旧鳥矢崎村, 旧藤里村, 旧花山村
加美町 (1)	旧小野田町
登米市 (4)	旧佐沼町, 旧新田村, 旧米谷町, 旧上沼村
気仙沼市 (3)	旧新月村, 旧大島村, 旧津谷町
計 7市町村 (18旧市町村)	

【参考】

○秋そばの放射性物質調査に関する基本的な考え方

- (1) 平成25年産検査の結果、出荷制限指示が解除された旧市町村：旧市町村毎に全戸相当検査（平均作付面積毎に検査点数を設定）
- (2) 平成25年産検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接旧市町村：旧市町村毎に全戸相当検査（平均作付面積毎に検査点数を設定）
- (3) (1)及び(2)の対象区域となる旧市町村以外の地域で平成25年産検査において全戸検査密度で検査を行った地域：旧市町村毎に3点を検査
- (4) 平成25年産検査で50Bq/kg未満の放射性セシウムが検出された旧市町村：旧市町村毎に3点を検査
- (5) その他の旧市町村：旧市町村毎に1点を検査

※放射性セシウム濃度が基準値 100Bq/kgを超えた場合は、地域的広がりを確認し、再度基準値を超過した場合に旧市町村単位で出荷制限となる。